

火災予防条例第 29 条第 3 号の「たき火」の範囲について

第 1 「ピザ窯」について

熱源に薪を用いたピザ窯は、「たき火」に該当すること。

第 2 「かまど」について

「かまど」が以下の条件に適合している場合は、「たき火」に該当しないこと。

- 1 热源は、木炭（成形木炭を含む。）であること。
- 2 上部を除く全ての面（必要最小限の空気取り入れ口を除く。）が、不燃材料で造られていること。
- 3 焼面（食材を調理する面）は、4人から6人程度の者が使用できる大きさのものであること。

第 3 「バーベキューコンロ（たき火台をバーベキューに使用する場合を含む。）」について

「バーベキューコンロ」が以下の条件に適合している場合は、「たき火」に該当しないこと。

- 1 热源は、木炭であること。
- 2 バーベキューコンロは、不燃材料で造られていること。
- 3 焼面は、4人から6人程度の者が使用できる大きさのものであること。

第 4 林野火災予防対策について

上記の設備及び器具を使用する場合は、以下のとおり林野火災予防対策を行うことが望ましいこと。

- 1 使用前は周囲に散水するとともに、使用後は確実に残火及び取灰を始末すること。
- 2 火の粉の飛散を防止するため、不燃材料のシート等を周囲に設けること。
- 3 転倒防止のため、バーベキューコンロは確実に地面等に固定すること。
- 4 消火器具の設置など、消火準備をすること。
- 5 バーベキューコンロの周囲にたき火ガード（リフレクター）を設置すること。
- 6 バーベキューコンロの直下の地面等に不燃材料のシートを敷設すること。